

## 桑名市上下水道事業告示第1号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、桑名都市計画下水道事業北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連桑名市公共下水道「汚水」の供用を開始するので、次のとおり告示する。

令和8年3月16日

桑名市長 伊藤 徳 宇

### 1 供用及び下水の処理を開始する年月日

令和8年3月31日

### 2 供用及び処理を開始する区域

大字西汰上字弥平田、大字東汰上字千倉畑、大字東汰上字大苗代、大字東汰上字井口、大字播磨字源兵衛、大字北別所字中縄、大字東方字打上田、大字東方字寺屋敷、大字東方字上之越、大字矢田字小野山、大字矢田字崩、大字矢田字未之改、大字本願寺字南崩、大字西方字北外面、大字西方字霞ヶ岡、大字太夫字中条割、大字太夫字西浦、明正町、大字安永字十区割、大字安永字十一区割、大字芳ヶ崎字屋敷田、大字五反田字北貝戸、大字五反田字平、大字大仲新田字屋敷前、大字大仲新田字新井水掛、大字筑紫字北浦、大字星川字谷口、大字西別所字山坂下、大字能部字北貝戸、多度町小山字西塚原、多度町小山字東塚原、多度町小山字西谷通、多度町小山字貝殻谷、多度町小山字中ノ谷、多度町小山字大谷の各一部

### 3 供用及び処理を開始する面積

64.37ha

### 4 供用を開始する排水施設の位置

供用開始の図書において表示する。

### 5 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別 分流式（汚水）

### 6 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

三重郡川越町大字亀崎新田 80 番地 2  
北勢沿岸流域下水道北部浄化センター

### 7 図書の縦覧

令和8年3月16日から以下に備え置く。

多度地区市民センター 上下水道部 下水道課